

< 水路清掃について >

上下水道局施設管理課

搬入できるもの及び搬入先

- ・ 土砂類 → **最終処分場（菊本町）**

土砂をビニール袋等に入れた状態では受け入れできません。袋類は取り除いて土砂のみの搬入をお願いします。

- ・ 草類（水路沿い）

- ・ **ビン（色分け必要）**

- ・ **缶類**

- ・ ペットボトル類

- ・ プラスチック類

清掃センター（観音原町）

（ビニール袋配布）

汚れているビン・缶類はまとめて

「不燃物」扱いとなります。

（注）家庭のごみの出し方に従い分別し、搬入してください。

水路清掃以外のごみは搬入できません。

（例：公園の剪定ごみ・家庭ごみ・自治会館の不要物等）

注 意 事 項

- 1 ダンプ1台につき、実施団体から1人必ず同乗してください。
- 2 最終処分場の搬入経路を遵守してください。（裏面参照）
- 3 搬入途中の道路への飛散防止のため、過積載にならないよう注意してください。
- 4 最終処分場及び清掃センター内は、必ず係員の指示に従ってください。
- 5 申請者は、清掃箇所を記入した地図等を施設管理課まで、提出してください。
- 6 **許可書は複写禁止です。紛失の際は、施設管理課（65-1576）まで連絡してください。**
- 7 当日、雨天等で中止となった場合は、ダンプ配車業者と最終処分場か清掃センターへ連絡してください。延期日が決定している場合は担当業者と相談のうえ、許可証の日付を変更し、後日その旨を施設管理課へ連絡してください。延期日が未定の場合は、許可証を施設管理課まで返却してください。
（連絡先：最終処分場 37-5300 清掃センター 41-4225）
- 8 **集配車は、原則2tダンプトラックとします。**
（軽トラックの場合は賃料の支払いができません。）

上記の事項を必ず遵守してください。

< 最終処分場搬入経路図 >



< 最終処分場進入退出路 >

菊本東筋線（矢印線）のみ可
（その他の道路を通行しないで
ください。）

※必ず徐行してください！